

公益社団法人全国大学体育連合 定款

施行 平成 24. 1. 20

改正 平成 26. 3. 26(正会員代表者届出)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国大学体育連合 (Japanese Association of University Physical Education and Sports, 略JAUPES)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区におく。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

2. 支部に関する事項は理事会の決議をもってこれを定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、学校教育法に定める大学をはじめとする高等教育機関における体育(保健教育、教養における体育を含む。以下同じ。)に関する研究調査を行い、その成果の普及活用を図るとともに、大学をはじめとする高等教育機関における体育に関する相互の連絡、協力体制を確立し、もって大学をはじめとする高等教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学教育及び他の高等教育における体育に関する研究調査及びそれらの助成
- (2) 大学教育及び他の高等教育における体育に関する研究会、研修会、その他の催しの開催
- (3) 大学教育及び他の高等教育における体育に関する内外の情報、資料の収集及び提供
- (4) 大学教育及び他の高等教育における体育に関する評価・表彰及びFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動の支援
- (5) 大学教育及び他の高等教育における体育に関する機関誌、図書等の刊行
- (6) 内外の体育関係諸団体との連絡及び協力
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 大学会員 学校教育法に定める大学をはじめとする高等教育・研究機関である法人又は団体
- (2) 個人会員 学校教育法に定める大学をはじめとする高等教育・研究機関に所属する教職員の個人
- (3) 賛助会員 第4条及び第5条に定めるこの法人の目的及び事業を理解、賛同し、この法人の事業を援助する大学、法人又は団体もしくは個人
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、理事会及び総会の決議を経て会長から委嘱された大学、法人又は団体もしくは個人

2. 前項の会員のうち大学会員を正会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3. 正会員は、総会において議決権を行使する者(以下「正会員代表者」という。)をあらかじめ定め、この法人に届け出るものとする。正会員代表者に変更がある場合も同様とする。

(会員資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会で別に定める入会申込書を提出することにより、申し込むものとする。

2. 入会は、総会において定める入会及び退会規程(以下「入退会規程」という。)に定める手続きにより、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。ただし、理事会により名誉会員に推薦された者は、総会の決議を経て、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第8条 正会員及び個人会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となった時及び毎年、総会において定める入会金及び会費に関する規程(以下「会費規程」という。)に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払う義務を負う。

2. 賛助会員は、会費規程において定めるところにより会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会で別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第10条 この法人の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該総会において決議の前に当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

3. 会長は、会員を除名したときは、除名した会員にその旨を通知する。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 2年以上会費等を滞納したとき。

(3) 当該会員が死亡又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額又はその規程

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程

(5) 各事業年度の事業報告及び収支決算についての事項

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(7) 定款の変更

(8) 解散

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度3月に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会の招集は少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

3. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 定時総会の議長は会長がこれに当たる。臨時総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名(1法人又は団体)につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとにこの法人に提出しなければならない。この場合、第20条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 理事会において総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

2. 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、これを保存する。

2. 総会の議長及び当該会議において選出された出席者代表2名以上が前項の議事録に記名押印する。

(会員への通知)

第22条 総会の議事の要領及び決議した事項は全会員に通知する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人は次の役員をおく。

- (1) 理事15名以上25名以内
- (2) 監事2名以上5名以内

2. 理事のうち1名を会長、1名を専務理事とする。
3. 前項の会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
4. 代表理事以外の理事のうち12名以内を常務理事とする。
5. 前項の常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼任することができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(会長、専務理事及び常務理事の職務及び権限並びに常務会)

第26条 会長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

2. 常務理事は、この法人の経常的な業務を分担執行する。
3. この法人に、常務理事会を置く。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した理事の補欠または増員として選任された理事の任期は、前任者または現任者の任期の満了する時までとする。
3. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任を妨げない。
4. 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
5. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事が次の各号に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を執ることができないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務の違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
2. 解任の決議に際しては、当該役員に弁明の機会を保障する。

(役員報酬)

第30条 役員には、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
3. 前2項の支給は、総会の決議により別に定める役員報酬及び費用に関する規程による。

(職員)

第31条 この法人の事務を処理するため、職員をおく。

2. 職員は有給とすることができる。

3.職員について必要な事項は理事会が定める。

第6章 名誉会長、副会長、顧問及び参与

(名誉会長、副会長、顧問及び参与)

第32条 この法人に、任意の機関として名誉会長、副会長、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2. 名誉会長、副会長、顧問及び参与は、この法人に功労のあった者のうちから理事会及び総会の決議を経て会長が委嘱する。

3. 名誉会長は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

4. 副会長は、会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ、意見を述べることができる。

5. 顧問は、重要な事項について、専務理事の諮問に応じて意見を述べることができる。

6. 参与は、専務理事の必要と認める事項について、その諮問に応じ、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 この法人に法令の定めるところにより理事会をおく。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上会長が招集する。

2. 会長以外の各理事は会長に対し、会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4. 理事会の議長は会長とする。

(理事会の定数等)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数の者が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 前項前段の場合、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

第37条 前条の定めにかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、これを保存する。

2. 当該理事会に出席した会長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 常務理事会

(構成)

第39条 常務理事会は、専務理事及び常務理事で構成し、専務理事が統括する。

(権限)

第40条 常務理事会は、理事会から付託された業務の経常的な執行および運営に関する事項について審議・決定することができるものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項において理事会の承認を受けた書類については、毎事業年度終了後3か月以内に、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び支部に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、理事会の決議を経て、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経て変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、理事会の決議を経て、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残

額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第50条 この法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員及び他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (8) 処務日誌
 - (9) 官公署往復書類
 - (10) 収支予算書及び事業計画書
 - (11) 事業報告書
 - (12) 貸借対照表
 - (13) 正味財産増減計算書
 - (14) 監査報告
 - (15) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (16) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第1号から5号の書類、同項第7号の書類及び第10号から第16号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号、第9号及び第16号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
3. 第1項第1号、第2号、第4号及び第10号から第16号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登

記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. 第24条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長、専務理事及び常務理事は次のとおりとする。

会 長 安西祐一郎

専務理事 小林 勝法

常務理事 村山 光義

常務理事 高丸 功

常務理事 嵯峨 寿

常務理事 石渡 貴之

常務理事 村本 和世

常務理事 飯野 要一

常務理事 平田 智秋

常務理事 宮崎 正己

常務理事 師岡 文男

常務理事 重城 哲